

JOYS 日本外ヨガ学会 会則

初版 4 訂 Ver.1.04 2023.5.10 改定
初版 3 訂 Ver.1.03 2023.1.1 改定
初版 2 訂 Ver.1.02 2022.7.1 改定
初版 1 訂 Ver.1.01 2022.6.11 改定
初版 Ver.1.00 2022.6.10 制定

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、JOYS日本外ヨガ学会(読み:じょいす にほんそとよががっかい)と称する。
2 本会の英語名称は、Japan Outdoor Yogis' Society とし、略称はJOYSと称する。

(目的)

- 第2条 本会の目的を、以下に定める。
(受益、活動対象) 現代社会に生きるすべての人を対象に、
(主な活動や事業) 大自然の中でのヨガによる心身の改善効果等について研究を行なうとともに、その成果を用いて安全で快適な外ヨガを広く普及させることにより、
(目指すもの) 大自然と共に生きる外ヨガの幸せをシェアすることを目的とする。

(性格)

- 第3条 本会は、非営利性が徹底された団体とする。
2 本会は、特定の個人または団体に、剰余金の分配を行わない。
3 本会は、NPO法2条の定めに基づき、主に以下の活動分野で事業を行う。
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
1. 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
なお、本会は同法2条2項2号(政治・宗教活動の禁止)および同法12条1項3号(暴力団と関係することの禁止)の遵守を確認するとともに、役員は同法20条(欠格事由)に該当しないことおよび同法21条(親族規定)に反しないことを誓約しなくてはならない。
4 本会は、公益法人認定法2条4項の定めに基づき、主に以下の公益目的事業を行う。
1. 学術、科学振興を目的とする事業
2. 文化、芸術振興を目的とする事業

9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全発展に寄与を目的とする事業

16. 地球環境保全、自然環境保護を目的とする事業

5 本会は、任意団体「人格のない社団」として、神奈川県逗子市等自治体等の市民活動団体に登録する。本会の目的を達成するため、一定の条件を満たした後に、非営利法人化をめざすものとする。そのため、本会の重要な事務及び会計方針は、以下に準拠する。

1. 特定非営利活動法人関係事務の案内（令和3年10月発行 神奈川県）

2. NPO 法人会計基準（2017.12.12最終改正、NPO法人会計基準協議会）

（事業）

第4条 本会は、前記の目的に資するために、以下の各号の事業を行う。

I. 外ヨガ理論の研究事業（以下、I 研究事業）

II. 外ヨガ講師の育成事業（以下、II 育成事業）

III. 外ヨガ文化の普及事業（以下、III 普及事業）

IV. 外ヨガ仲間の交流事業（以下、IV 交流事業）

V. 前各号に付帯する一切の事業（以下、V 付帯事業）

2 本会は、「I 研究事業」を促進するために、主に以下の活動を行う。

(1) 安全で快適な外ヨガ理論に関する研究

(2) 外ヨガ理論に基づく、外ヨガ講師養成カリキュラム認証

3 本会は、「II 育成事業」を促進するために、主に以下の活動を行う。

(1) 外ヨガ講師養成校の認証

本会は、所定の手続きにより、外ヨガ講師養成校を認証する。外ヨガ講師養成校は、直営校およびフランチャイズ校とする。なお、本会は外ヨガ資格発行団体であり、外ヨガ講師養成を主催しない。

直営校 代表理事が主催し、本会が収支を直轄し、講師謝礼は支払わない

フランチャイズ校 主任講師が主催し、学会所定のフランチャイズ料を支払う

(2) 外ヨガ講師養成修了者など本会所定の有資格者への外ヨガ講師資格の発行

本会は資格発行団体であり、資格発行は本会の専決事項とする。

JOYS30 外ヨガイベントの認定、外ヨガ用品の推薦が受けられる資格

JOYS200 JOYS30講座の主任講師ができる資格

JOYS500 JOYS200講座の主任講師ができる資格

外ヨガ伝道師 相当の経験と知識を持ち、外ヨガ理論を構築した者の資格（称号）

4 本会は、「III 普及事業」を促進するために、主に以下の活動を行う。

(1) 外ヨガ講師による地域支部における普及活動の支援

外ヨガ講師が主催する安全で快適な外ヨガイベントの認定（代表理事にあっては直営）

外ヨガ講師資格者が企画する安全で快適な外ヨガ用品の推薦

(2) 行政・自治体・非営利団体との連携

5 本会は、「IV交流事業」を促進するために、主に以下の活動を行う。

- (1) 外ヨガイイベントの主催およびヨガフェス等への出展
- (2) 他団体の主催する外ヨガイイベントへの、逗子市の基準に準拠した共催・協力・講演
共催 事業の趣旨や内容に賛同し、共同で企画・運営を行う
協力 事業の趣旨や内容に賛同し、支援を行う
後援 事業の趣旨や内容に賛同し、応援する

(組織)

第5条 本会は、事業に必要な組織を設ける。

2 会員総会は、本会の重要事項を議決する最高意思決定機関とする。正会員は、本会の理念に基づき、本会の重要事項を議決する。

3 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。理事は、代表理事の会務を補佐する。法人化前
にあっては、監事および理事会はこれを設けない。

4 学会本部は、会務を執行する。

5 直営校は、おもに研究・育成事業を行う。

6 地域支部は、おもに各地域での普及・交流事業を行う。

7 行事实行チームは、外ヨガイイベント等の行事の実行を行う。

(事務所)

第6条 本会は、事業に必要な場所に事務所を置く。

2 学会本部及び地域支部の事務所および所在地は、以下の通りである。

| | | |
|-------|----------|----------|
| 学会本部 | 神奈川県逗子市 | 市民活動団体登録 |
| 東京支部 | 東京都大田区 | 区民活動団体登録 |
| 埼玉支部 | 埼玉県朝霞市 | |
| 千葉支部 | 千葉県千葉市 | |
| 房総支部 | 千葉県市原市 | |
| 横浜支部 | 神奈川県横浜市 | |
| 神奈川支部 | 神奈川県相模原市 | |
| 山梨支部 | 山梨県甲府市 | |
| 琵琶湖支部 | 滋賀県大津市 | 市民活動団体申請 |
| 阪神支部 | 大阪府大阪市 | 市民活動団体申請 |
| 沖縄支部 | 沖縄県名護市 | |
| 久米島支部 | 沖縄県久米島町 | |
| 八重山支部 | 沖縄県石垣市 | |

3 本会は、屋外における事業が主体となるため、継続した事業所はこれを設けない。

(公告)

第7条 本会の公告は、電子的方法(公式ホームページ等)による。

第2章 会員

(種別)

第8条 本会の会員は、「正会員(社員)」と「メンバー(準会員)」とする

2 正会員(社員)は、本会の理念や事業に賛同し、会員総会(社員総会)において重要事項を議決することにより、事業を推進する。役員および地域支部担当は、正会員から選出される。

3 メンバーは、会員総会の議決権を有さず、以下の種別とする。

個人メンバー(一般会員 および 資格会員)

賛助メンバー(法人メンバー)

4 会員以外に、本会の理念や事業に賛同して、電子的方法(公式SNS等)で登録した個人および団体を、「フレンド(会友)」という。

(入会)

第9条 会員となるには、本会の理念に賛同し、誹謗中傷などの反社会的行為をしないことを誓約し、本会所定の様式による申込をし、代表理事の会員資格の承認を受けるものとする。

2 会員資格の承認を受けたのち、当会所定の入会金および初年度会費(以下、会費)を支払ったのちに、会員となる。

3 本会の会員が、当会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反するような行為をしたとき、又は、会員としての義務に違反したときは、代表理事は会員資格の承認を取り消すことにより、除名することができる。

4 退会者が再入会する場合も、本条の規定による。

(会費)

第10条 会員は、本会所定の入会金及び年会費(以下、会費)を支払う義務を負う。

2 会費徴収は学会本部の専決事項とし、地域支部は会費徴収することはできない。

3 年会費は全額を学会本部の収入とする。入会金の半額は学会本部の収入とし、残りの半額は紹介者の収入とすることができる。

4 本会則制定時の事業年度は、会費無料期間とする。

(特典)

第11条 会員は、本会所定のメンバーシップ特典を受領することができる。

(退会)

第 12 条 会員はいつでも退会することができる。ただし、予め1か月以上前に本会に対してその予告をするものとする。

2 前項の場合の他、会員は次に掲げる事由により退会する。

- ①総会の同意
- ②死亡又は解散
- ③除名

(休会)

第 13 条 会員はいつでも休会し、いつでも復帰することができる。ただし、予め1週間以上前に本会に対してその予告をするものとする。休会期間は、会員資格を一時停止する。

2 前項の場合の他、会員は次に掲げる事由により休会する。

- ①継続年会費等の未納

(名簿)

第 14 条 本会は、会員の種別、氏名又は名称、及び住所等を記載した名簿を作成する。

第3章 会員総会

(総会)

第 15 条 当会の会員総会は、毎年6月を目途に開催する年次総会および臨時総会とする。

(開催地)

第 16 条 会員総会は、電子的方法で開催するものとする。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議題)

第 18 条 議長は、本会の運営状況を報告するとともに、本会の運営方針の審議を行う。

(決議)

第 19 条 審議の決議は、議決権数の過半数をもってこれを行う。

2 賛否同数の場合は、議長が決する。

3 委任状の行使を認める。

第4章 役員

(役員)

第20条 本会には、以下の役員を置く。

代表理事 1名
理事 3～7名

2 役員は、本会の理念に基づき事業を推進する。

(代表理事)

第21条 代表理事は、本会を代表し、本会の会務を統括する。

2 代表理事は、理事を正会員の中から選任し、会務の一部を委託する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第22条 役員の任期は、就任後2年内の最終の事業年度(半期単位)の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として、または、増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第23条 当会規定により、常勤の役員には役員報酬を支払うことができる。

2 役員報酬と講師謝礼は、これを同時に受け取ることはできない。

3 法人化前においては、役員報酬はこれを設けない。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

2 本会の最初の事業年度(第1期)は、設立日の2021年9月23日から2021年12月31日までとする。

(収支)

第 25 条 本会の主な収入および支出は、以下の通りとする。

収入：基金、寄付金、補助金、会費、フランチャイズ費、事業収入、その他

支出：基金返還、寄付金、運営経費、事業経費、その他

2 代表理事に委託する直営事業は、収入および経費は学会本部で管理するとともに、講師謝礼はこれを支払わない。

(基金)

第 26 条 本会は、基金を設けることができる。

2 基金は100万円とし、口数の制限なく、随時拠出できるものとする。

3 基金拠出は、金銭のほか、物品も可能とする。

4 物品拠出の場合、その対価の証跡がない場合は、簿外資産として扱う。

5 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

6 拠出された基金は、基金拠出者と合意した場合は、返還せずに寄付に戻入することができる、

(寄付)

第 27 条 本会は、寄付を受けることができる。

2 寄付は100千円とし、口数の制限なく、随時寄付できるものとする。

3 寄付は、金銭のほか、物品も可能とする。

4 物品寄付の場合、その対価の証跡がない場合は、簿外資産として扱う。

5 寄付は、返還しない。

第6章 付則

(会則)

第 28 条 本会則は、2022年6月10日に制定し、2022年6月21日開催の会員総会にて報告し、第2期下期(2022年7月1日から2022年12月31日まで)より施行する。

2 本定款の改定の手続きは、前項の制定に準ずる。

(会則制定時の役員)

第 29 条 本会則制定時の役員は、次のとおりとする。

| | | |
|----|--------|----------|
| 理事 | PAKI | (渡邊 香) |
| 理事 | Rika | (町田 梨佳) |
| 理事 | Kaho | (林 果歩) |
| 理事 | Mizuki | (尾崎 瑞季) |
| 理事 | Ayaka | (萩原 あやか) |

理事 Kei (入慶田本 恵子)
代表理事 外ヨガ伝道師シゲ(松岡 茂樹)

2 上記括弧内の本名は、個人情報のため非公開とする。

上記のとおり相違ありません。

2022年6月10日(天赦日 一粒万倍日) Ver.1.00 定款(案)として制定

2022年6月11日(大安) Ver.1.01 会則(案)に改定して神奈川県逗子市に届出

2022年6月21日(国連 国際ヨガの日) 会員総会承認.

2022年7月1日(逗子独立記念日) Ver.1.02 会則に改定して会則施行

2023年1月1日 Ver.1.03 会則改定 東京都大田区に届出

2023年5月10日 Ver.1.04 会則改定 滋賀県大津市・大阪市大阪府に届出.

JOYS日本外ヨガ学会
代表理事 松岡 茂樹